

改正

平成10年 7 月17日規則第37号

平成25年 3 月25日規則第12号

平成26年 3 月31日規則第16号

平成28年 3 月31日規則第26号

平成29年 3 月31日規則第11号

平成31年 3 月29日規則第24号

令和 4 年 3 月29日規則第 9号

吹田市公共工事の前払金に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証（以下「保証」という。）に係る公共工事に要する経費に係る前払金に関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象等)

第 2 条 前払金を支払うことができる公共工事は、土木建築に関する工事、当該工事の設計、当該工事に関する調査又は土木建築に関する測量であつて、その当初の契約に係る設計金額が 2,500,000円以上であり、かつ、工期が 3 月以上のもののうち、市長が指定するものとする。

2 前払金の額は、請負金額の10分の 4（土木建築に関する工事以外の公共工事にあつては、10分の 3）の範囲内において市長が定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、複数年度にわたる契約に基づく公共工事（以下「複数年度公共工事」という。）に係る各年度の前払金の額は、当該年度の出来高の予定額として保証の対象となる額（前年度の出来高に対して部分払をした場合にあつては、保証の対象となる額から部分払の対象とした額を控除した額）の10分の 4（土木建築に関する工事以外の公共工事にあつては、10分の 3）の範囲内において市長が定める額とする。

(中間前払金)

第 3 条 前条第 1 項に規定する公共工事のうち、土木建築に関する工事については、次の各号のいずれにも該当するときは、同条第 2 項又は第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による前払金に追加して、前払金を支払うことができる。

- (1) 工期（複数年度公共工事にあつては、当該年度の工事期間。次号において同じ。）の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされる作業が既に実施されていること。
 - (3) 当該年度に実施された作業に要した経費の額が請負金額（複数年度公共工事にあつては、当該年度の出来高の予定額）の2分の1以上であること。
 - (4) 当該年度に前条第2項又は第3項の規定による前払金を支払っていること。
 - (5) 当該年度に部分払（前年度の予算に基づくものを除く。）をしていないこと。
- 2 前項の規定による前払金の額は、請負金額の10分の2の範囲内において市長が定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、複数年度公共工事に係る第1項の規定による各年度の前払金の額は、当該年度の出来高の予定額として保証の対象となる額の10分の2の範囲内において市長が定める額とする。

（前払金の追加払等）

第4条 前払金を支払った後において、請負金額が当初の請負金額の10分の2以上増加し、又は減少したときは、市長は、変更後の請負金額について第2条第2項若しくは第3項又は前条第2項若しくは第3項の規定により算出した前払金の額と既に支払った前払金の額との差額を追加して支払い、又は返還させることができる。

（前払金の返還）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に締結されている契約については、適用しないものとする。

附 則（平成10年7月17日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成10年8月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月25日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成25年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成26年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成28年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成29年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、平成31年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日規則第9号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市公共工事の前払金に関する規則の規定は、令和4年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。